

倉敷市防火協会倉敷支部会費算定基準

1 第一会員（危険物施設保有事業所）

- (1) 給油取扱所関係（自家用） 1施設 5口以上
- (2) 給油取扱所関係（灯油固定注油設備を持つもの） 1施設 8口以上
- (3) 移動タンク貯蔵所 1台につき 2口以上
- (4) 製造所等

級 別	許 可 施 設 数 区 分	口 数
1 級	2以下	4
2 級	3以上～ 5未満	10
3 級	5以上～ 10未満	20
4 級	10以上～ 30未満	40
5 級	30以上～ 50未満	60
6 級	50以上～ 100未満	80
7 級	100以上～ 120未満	100
8 級	120以上	120

2 第二会員（危険物施設のない防火対象物）

- (1) 特定防火対象物
 - ア 延べ床面積500㎡以上の事業所 10口以上
 - イ 延べ床面積3000㎡以上の事業所 20口以上
 - ウ 延べ床面積6000㎡以上の事業所 30口以上
 - エ 同一敷地内の全従業員数が100人を超える場合は、100人ごとに5口を加算
- (2) 非特定防火対象物
 - ア 延べ床面積1000㎡以上の事業所 10口以上
 - イ 延べ床面積5000㎡以上の事業所 20口以上
 - ウ 延べ床面積10000㎡以上の事業所 30口以上
 - エ 同一敷地内の全従業員数が100人を超える場合は、100人ごとに5口を加算

3 賛助会員（その他の事業所）

- (1) 1事業所 5口以上

- ※ 2による算定において、同一敷地内において棟が複数存する場合は、各棟で口数を算定し、それを合算する。
- ※ 口数は、1及び2により算定し、双方に該当する事業所の場合は、その口数を合算するものとし、最大口数は120口を限度とする。
- ※ 会員は敷地単位とする。
- ※ 会費は、1口600円とする。
- ※ 口数の基準は3月31日現在で算定し最低5口以上とする。

附 則

- 1 この基準は、会員の会費算定基準として、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 この基準は、一部改正により、第一会員と第二会員の会費を区分し、会員の会費算定基準として、昭和50年4月24日から施行する。
- 3 この基準は、一部改正により、昭和60年5月9日から施行する。
- 4 この基準は、一部改正により、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この基準は、一部改正により、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (い)

- 6 この基準は、一部改正により、平成20年4月1日から施行する。

6の1

この基準の施行の際、現に加入している事業所については適用しない。

- 7 この基準は、全部改正により、令和元年5月10日から施行する。

7の1

この基準の施行の際、現に加入している事業所については令和2年4月1日より施行する。なお、従前の会費でもよい。